

教育改革の歴史と教育改革国民会議

羽田貴史（広島大学）

1. 教育改革国民会議の外形的特徴

80年代から中葉から開始された新自由主義にもとづく戦後福祉国家の再編成は、規制緩和、公共部門の切捨て・縮小を通じて競争原理を導入し、進行してきた（加藤栄一「福祉国家システムの再編」『現代日本社会 1 課題と視角』1991）。そして90年代の後半から、中央省庁改革、独立行政法人の導入（2001）を経て加速的に推進されている。

教育部門で再編成に道を開いたのは臨時教育審議会であり、昨年発足した教育改革国民会議（2000年3月24日総理大臣裁定、内閣官房内政審議室教育改革国民会議担当室）は、内閣レベルでの審議会による教育改革案策定・実施というその系譜に沿ったものに見える。近代日本の教育改革は、文部省の力では実施できず、内閣レベルに設置された審議会によって立案・実施されたのである（臨時教育会議〔1917-1919〕、教育審議会〔1937-1942〕、教育刷新委員会〔1946-1952〕、臨時教育審議会〔1984-1987〕）。

しかし、臨教審と比べると、教育改革国民会議にはむしろ異質性が目立つ。臨教審は立法に根拠を持ち、国会にも責任を持ちつつ改革プランを検討したが、国民会議は内閣総理大臣の個人的諮問機関であり、国会の制約をうけていない。また、与党3党からオブザーバーが参加し、行政権の長としての総理大臣というより、連立与党政権下の政策協議の枠組みがダイレクトに反映している。

臨教審が、首相の個人的懇談会を事前に発足させた上で組織されたのは、族議員一省庁関係を崩して、少数派閥に属した中曽根首相がヘゲモニーを発揮するための政治手法であった。現在、内閣府に首相直属の諮問会議が設置され、既存官庁の審議会を基盤にした政策形成を飛び越え、首相のリーダーシップ強化による政治が進められているが、連立政権下での政策調整をかねた典型とも言える。

2. 教育改革国民会議の活動

審議のプロセスそのものも臨教審とは大きく違う。臨教審は、部会・委員会・分科会・ワーキンググループを設け、海外視察、ヒアリング、公聴会、委託研究などさまざまな情報収集・分析・立案を重ねたが、国民会議は、内部の議論以外は、「一日教育改革国民会議」を4回、中間報告提出後の学校視察を3校行ったに過ぎず、しかも委員の参加率は悪い。

代わって顕著なのは、総理・総理補佐官の関与であり、実質12回の会議で首相挨拶が6回という教育関係審議会は異例である。専門委員もおかず、議論は委員個人の教育観・教育論をベースに展開された。また、3月から12月までの短期の議論（臨教審の月12回会議ペースに比べ、月4回弱と集中的でもない）で「提言」を提出したが、平成13年度通常国会での法案提出に間に合わせるため、これほど狭義の政治性を持つ会議も珍しい。

3. 教育改革国民会議の目的

そもそも会議の設置目的の最大のものは、発足時の小淵挨拶（第1回）によると、「個人と公の見なおし、協治の関係、そのための人材」をどう養成するかにあったと思われる（「21世紀日本の構想」懇談会『日本のフロンティアは日本の中にある—自立と協治で築く新世紀—』2000年1月、座長河合隼雄、第5分科会報告書「日本人の未来」座長山崎正和）。福祉国家の再編は、従来、国家が果たしてきた社会保障や教育など公共部門に対する民間・家庭・個人の役割、個人と国家の関係の再調整を要する。また、グローバル化は個人のナショナル・アイデンティティを拡散させる。従来の国家像を「超えるモデルを日本は探さなければならない」（「21世紀日本の構想」懇談会）のである。さらに人材養成と「学級崩壊」など現下の教育問題の解決、という3つの命題が国民会議に課せら

れていた。

4. 宿命か？教育基本法改正論と国民道徳

ところが、小渕首相逝去の後、森政権が発足すると、その挨拶（第2回、4月14日）は、「思いやりの心、奉仕の精神、教育基本法の見なおしを含め」ることが強く述べられ、「私といたしましても、教育基本法について見直すことが必要であると考えております」（第4回、5月11日）「制定して半世紀となる教育基本法についても、抜本的に見直す必要がある」（第5回、8月28日）とすべての挨拶で強調されていった。第1分科会で主として行われたこの議論には、新しい国家像や個人と公の関係を切り開く議論はなく、占領下に制定された教育基本法へのトラウマ的アレルギーが吐露され、伝統の強調、個人の力を超えたものへの畏敬の念の尊重など、天野貞祐「国民実践要領」（1951）以来の国民道徳論が再生されたに過ぎない。

ナショナリズムは「あるネーションの統一、独立、発展を志向し押し進めるイデオロギー及び運動」（丸山真男『増補版 現代政治の思想と行動』1964）といわれるが、国民統合を推進する生命力に欠け、新しい国家像は提起できなかった。グローバル化時代の国家像を求めながら、「市民革命の欠如」を理由にフランス革命以後の国家像を否定し、天皇を中心理念とする国家像が提起されているように（坂本多加雄『求められる国家』2000.7）、国家論は「孤立した日本文明」（S.ハンチントン『文明の衝突と21世紀の日本』2000.1）の深刻な典型事例である。

5. 論議の内容

もちろん、国民会議の論議は、国際的競争に対処できる「創造性ある人材養成」、「学校教育の規制緩和」にも注がれた。このプロセスで最大の論点は、教育基本法改正論争や奉仕義務をめぐる論議に隠れ勝ちであったが、臨教審以後の教育政策、「自由化」「個性化」への批判であった。批判の内容は、「子どもの変化」「生活の崩れ」に対する学校の秩序形成機能再建の立場や（河上委員）、学習指導要領の軽減など公教育の役割縮小・弾力化への批判（藤田委員）であり、家庭の崩壊などを背景に他の委員にも

共有されていた。

しかし、よりひろく会議の基盤を形成していたのは、競争＝「市場原理」による質の向上であった。公立学校が義務教育の本体となるにしても、私立学校の拡大や多様な学校の導入による活性化は共通の理解である。飛び入学の導入、教員人事・考課に対する評価の強化、さらに住民参加のコミュニティ・スクールなどが提言に盛り込まれ、そのいくつかは、「教育改革6法」で法制化された。また、内閣府総合規制改革会議「重点分野に関する中間とりまとめ」（2000年7月24日）では、コミュニティ・スクールの法整備、教員人事権の学校委議も検討課題となり、「規制改推進3ヵ年計画」（2001年3月閣議決定）は、通学区域の弾力的な設定などを検討開始した。教育改革国民会議は、その「コワモテ」の提言もさることながら、規制緩和推進の政策メカニズムにおいて役割を果たしたのである。

6. 課題いくつか

しかし、本来、市場原理の有効性は、社会における公正の思想と原理の確立や、選択のための情報が開示された理想的な市場においてはじめて成立するものであり、義務教育のように、需要が人生のある時期に成立し、代替性が困難なものが市場によって調達できるかどうか、疑わしい。1980年代以降のアノミー、地域・家庭の教育力の低下、子どもの変容は、道徳教育、自由と規律の問題であるとともに、LD,ADHDなど特別なニーズ教育の必要な子どもの増加に対し、就学前教育から一貫して対応する教育システムの欠落でもあるが（障害児教育のケア児童は米10.6%、英20%、日本1.2%、山口薫東学大名誉教授）、その種の議論も発想も皆無であった。

過度な規制緩和と競争がもたらす弊害、社会的セーフティネットとしての公教育の役割確保、教育における国の役割と方策こそ、具体的なデータに基づいて国民会議が検討しなければならないものであった。